

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の
相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の
協定の説明書

外
務
省

目次

ページ

一	概説	一
1	協定の成立経緯	一
2	協定締結の意義	一
二	協定の主要な内容	一
三	協定の実施のための国内措置	二
(参 考)		三

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、防衛当局間を含む日印間の安全保障面での協力が拡大してきている現状を踏まえ、自衛隊とインド軍隊との間で物品又は役務を相互に提供するための枠組みを定めるこの協定の締結に向けた交渉をインド共和国政府との間で行ってきた。その結果、令和二年（二千二十年）九月九日にニューデリーにおいて、日本側在インド鈴木大使とインド側クマール国防次官との間でこの協定の署名が行われた。

2 協定締結の意義

この協定は、自衛隊とインド軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とするものである。この協定の締結によって、自衛隊とインド軍隊が実施する活動においてそれぞれの役割を一層効率的に果たすことを促進し、並びに国際の平和及び安全に積極的に寄与することが期待される。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文七箇条及び末文から成っており、それらの概要は、次のとおりである。

1 この協定は、自衛隊とインド軍隊との間における、共同訓練、国際連合平和維持活動、人道的な国際救援活動若しくは大規模災害への対処のための活動、外国での緊急事態における自国民等の退去のための保護措置若しくは輸送、連絡調整その他の日常的な活動又はそれぞれの国の法令により物品又は役務の提供が認められるその他の活動のために必要な物品又は役務の相互の提供に関する基本的な条件を定めることを目的とすること等を定める。（第一条）

2 いずれか一方の当事国政府が、他方の当事国政府に対し、1に掲げる活動のために必要な物品又は役務の提供を要請する場合に、当該他方の当事国政府は、その権限の範囲内で、それらの物品又は役務を提供することができることを定める。（第二条）

3 この協定に基づいて提供される物品又は役務の使用は、国際連合憲章と両立するものでなければならず、物品又は役務を受

領した当事国政府は、当該物品又は役務を提供した当事国政府の書面による事前の同意を得ないで、当該物品又は役務を受領した当事国政府の部隊以外の者に移転してはならないことを定める。（第三条）

4 この協定に基づく物品又は役務の提供に係る決済の手續等について定める。（第四条）

5 この協定に基づいて行われる物品又は役務の相互の提供が、この協定に従属し、両当事国政府の権限のある当局の間で作成される手續取決めに従って実施されること等を定める。（第五条）

6 両当事国政府がこの協定の実施に関し相互に緊密に協議すること等を定める。（第六条）

7 この協定は、十年間効力を有し、その後は、いずれか一方の当事国政府がこの協定を終了させる意思を通告しない限り、順次それぞれ十年の期間、自動的に効力を延長されること、各当事国政府は、他方の当事国政府に対して一年前に通告することによって、いつでもこの協定を終了させることができること等を定める。（第七条）

三 協定の実施のための国内措置

1 この協定の実施のため、防衛省設置法等の一部を改正する法律案が今次国会に提出されている。

2 この協定の実施のためには、新たな予算措置を必要としない。

(参考)

日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定に基づく日本国防衛省とインド共和国国防省との間の手続取決め（交渉中）要旨（暫定版）

1 目的及び適用範囲

- (1) 日本国の自衛隊とインド軍隊との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定（以下「協定」という。）に基づく物品又は役務の相互の提供に関する手続及び補足的な細目について定める。
- (2) 手続取決めの下で行う両当事者（日本国防衛省及びインド共和国国防省）による全ての活動は、それぞれの国内法令に従って行われることについて定める。
- (3) 両当事者は、武器及び弾薬を提供又は受領しないこと、また、それぞれの国内法令により提供を禁止されている品目は、提供又は受領の対象とならないことについて定める。

2 運用及び決済

- (1) 各当事者は、その権限の範囲内で、他方の当事者の要請に応えるべくあらゆる努力を払うことについて定める。
- (2) 手続取決めを実施するための追加的な細目を定める実施取決めの交渉の手続について定める。
- (3) 連絡経路、発注証の様式、受領当事者の責任等並びに物品又は役務の要請、提供及び受領の手続の細目について定める。
- (4) 物品又は役務の価格の決定の手続、決済の期限、連絡先等、協定第四条に基づく決済の手続の細目について定める。
- (5) 別段の取決め等により権限が明示的に与えられない限り、手続取決め等の下で秘密の情報又は資料を提供又は作成しないこと、また、秘密の情報又は資料が提供又は作成される場合には、当該秘密の情報又は資料は、情報の保護に関する日本国政府とインド共和国政府との間の協定に従って保護されることについて定める。

3 紛争の処理

- (1) 手続取決めの解釈又は適用に関する見解の相違は、協議を通じて解決することについて定める。

- (2) 一方の当事者の職員の公務中の作為又は不作為により他方の当事者の財産等に対し損害等を与えた場合には、両当事者は、それぞれの国の法令により認められる範囲内において事案をできる限り速やかに解決するために協議することについて定める。
- (3) 両当事者の職員の公務中の作為又は不作為に起因する第三者からの請求や紛争について、両当事者は、それぞれの国内法令により認められる範囲内において対応するよう努め、その際、過失がある側の当事者が解決に係る費用を支払うこととなるよう協議すること等を考慮することについて定める。
- (4) 両当事者が相互に責任の所在を決定することができない場合又は問題が両当事者の権限を超える場合には、両政府間の協議において解決されることについて定める。

4 一般的事項

- (1) 手続取決めは、両当事者間の書面による合意によってのみ改正することができることについて定める。
- (2) 手続取決めは、協定が発効した日から協定が効力を有する間、有効であることについて定める。